

## 令和3年度 事業計画書

当法人定款の目的である、暴力団員による不当な行為を予防するための広報啓発事業、不当行為の相談事業及び不当行為の被害者に対する救援事業等を行うことにより、不当行為の防止及びこれによる被害の救済に資するとともに、県民の暴力団追放意識の高揚と暴力団追放運動を推進し、もって安全で住みよい岩手県の実現に寄与するため、県警察や関係機関・団体との連携を図りながら所定の事業を推進する。

### 公益目的事業 1

#### 暴力団による不当な要求行為の被害者等に対する支援事業

暴力団など反社会的勢力に対し、ともすれば被害者は後難を恐れ泣き寝入り、または不当要求等に屈するおそれがある。反社会的勢力による不当な行為の被害者等の相談に対する助言及び直接支援を目的として次の事業を行う。

事業名	事業内容
(1) 暴力団の不当要求に関する相談	<p><b>ア 暴力追放相談活動</b></p> <p>暴力団員の不法、不当な行為により被害を受けている県民からの相談を受け付け、専門的知識や経験を持つ常勤の暴力追放相談委員(以下「相談委員という。))が指導・助言を行い解決を図る。</p> <p>相談委員には、専門的見地を有する弁護士(以下「民暴弁護士」という。))12名、保護司2名、少年指導委員2名を非常勤の相談委員として委嘱し、連携して相談に当たる。</p> <p>相談は面接、電話、メール、文書により受け付け、必要により警察等関係機関と連携し対応する。</p> <p><b>イ 暴力団組事務所付近住民等からの相談に対する支援</b></p> <p>暴力団対策法第32条の5第1項に規定する「適格都道府県センター」の認定を受けたことで、暴力団組事務所の付近住民からの委託により当センターが原告として、当該暴力団組事務所を事務所として使用させないよう求める使用差止請求訴訟等を行うことができる。付近住民などから相談があった場合、弁護士で構成される専門委員からの助言をもとに検討委員会で審議し、理事会に受託の可否を諮る。</p> <p><b>ウ 岩手県民事介入暴力対策研究会</b></p> <p>当センター、警察本部、弁護士会の三者で構成される「岩手県民事介入暴力対策研究会」では、民事介入暴力事案等の相</p>

	<p>談を受けた場合に適正かつ迅速な対応を図り、県民の要望に応えることができるよう、平素から意見及び情報の交換を行うなど、連携を密にした活動を推進する。</p>
<p>(2) 民事訴訟費用の無利子貸付</p>	<p>訴訟に対する支援として、少しでも住民の経済的負担を軽減させることを目的として、1件当たり200万円を限度とした無利子での貸付けを行う事業</p> <p>ア 暴力団組事務所明け渡し訴訟及び暴力団に対する損害賠償請求等の訴訟費用の貸付け</p> <p>暴力団関係者を相手にした契約解除に要する費用、暴力団組事務所明け渡しなどの民事訴訟費用として、無利子での貸付けを行う。</p> <p>イ 暴力団被害に係る応急入院及び物的被害に係る応急修復等に対する費用の貸付け</p> <p>暴力団員による犯罪行為により生じた被害者の治療費や、物的被害の修復費用として、無利子での貸付を行う。</p>
<p>(3) 被害者に対する見舞金支給</p>	<p>県内で発生した暴力団員による傷害事件、物的損害の被害者及び暴力団追放活動に起因する事件被害者を救援するため、その被害程度に応じて被害者に見舞金を支給する。</p>

公益目的事業 2

地域及び職域における暴力団員による不当な要求行為の予防活動等に対する支援事業

暴力団排除活動を行う民間団体や暴力団員による不当要求に関する情報収集及び事業者に対する当該情報の提供を業とする者(不当要求情報管理機関)に対し、当法人が持つ暴力団排除活動に有用な情報及び専門的知識・経験に裏打ちされた対処方法等を提供支援することを目的として次の事業を行う。

事業名	事業内容
<p>(1) 民間団体等が行う暴力団排除活動に対する支援</p>	<p>ア 資料等提供事業</p> <p>暴力団の資金獲得活動の対象となりやすい一般企業・自治体や、各地域暴力追放運動組織、岩手県公共料金等暴力対策協議会など各職域で組織された団体が主催する研修会等において、要請に応じて、暴力団員等による不当要求への対応要領などに関する資料、情報を無償提供し、同様に、暴対法に規定する不当要求情報管理機関に対しても、不当要求被害防止</p>

<p>(2) 不当要求防止責任者 に対する講習 (受託事業)</p>	<p>の対処方法等に関する資料や情報を無償提供する。</p> <p>年2回発行の機関誌「暴迫いわて」は、自治体、各地域暴排組織、職域団体及び賛助会員並びに責任者講習、暴迫県民大会等で配付する。</p> <p>イ 講師派遣事業</p> <p>自治体、企業、各職域団体等からの要請により、職員を派遣し、暴力団排除に向けた組織整備のノウハウや不当要求被害防止のための対応要領等について指導する。</p> <p>ウ 調査及び資料収集事業</p> <p>暴力団排除対策を推進するために必要な資料について、公刊物、インターネット等のほか、センターのあらゆる活動を通じて入手、分析整理し、暴力団排除活動に有効活用する。</p> <p>エ 暴力追放活動等支援金の交付</p> <p>県内16地域で結成されている各地域暴排組織で行っている暴力団排除活動に対し、支援金を助成する。</p> <p>不当要求防止責任者に対する講習事業(受託事業)</p> <p>暴力団等反社会的勢力による不法、不当な行為からの被害防止のため、対応方法の周知と暴排意識の高揚を図る目的で、岩手県公安委員会から委託を受け、各企業、事業所及び行政機関において選任された責任者に対して、不当要求防止責任者講習を開催し、不当要求防止責任者の普及と育成を図る。</p> <p>本年度は22回、約700人を対象に警察署や公共施設において開催予定であり、教本、ビデオなどを活用し、警察本部担当者による暴力団情勢や不当要求への対応要領に関する講話、民暴弁護士による講話を実施し、受講者には岩手県公安委員会の受講修了書を交付する。</p> <p>なお、開催に当たっては、受付時の検温、手指消毒、マスク着用、間隔を空けた座席配置等の措置を講じ、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底する。</p>
--	--

### 公益目的事業 3

#### 少年及び暴力団離脱者に対する暴力団の影響を排除するための支援事業

少年に対する暴力団からの影響を排除し、少年の暴力団への加入を阻止するとともに、暴力団員で暴力団からの離脱を真に希望する者を援助し、円満な離脱を実現させる

ことを目的として次の事業を行う。

事業名	事業内容
(1) 少年に対する暴力団の影響を排除するための広報啓発	<p>少年の暴力団加入阻止活動</p> <p>少年に対する暴力団の影響を排除するため、</p> <p>① 警察本部少年課、組織犯罪対策課及び交通指導課との連携</p> <p>② 暴力団の実態や暴力団からの勧誘手口などを記載した広報啓発資料を作成配付する。</p>
(2) 少年及び暴力団離脱希望者に対する相談、助言	<p>暴力団離脱者に対する更生援助事業</p> <p>① 少年等に対する更生援助事業</p> <p>暴力団から不当な行為や加入勧誘等の影響を受け又は受けるおそれがある少年からの相談に対し、専門的な知識及び経験を持つ相談委員が生活指導や助言を行う。</p> <p>② 暴力団離脱希望者からの相談に対し、相談委員が更生を図るためのノウハウを教示し、就労、社会復帰のための指導、助言を行う。</p> <p>③ 社会復帰対策連絡会の運営</p> <p>暴力団離脱者の社会復帰を促進するため、警察、少年刑務所、盛岡少年院、保護観察所、岩手労働局、職業安定所などで編成する「岩手県暴力団離脱者社会復帰対策連絡会」の運営を通じ、各機関、団体との連携を図る。</p>
(3) 離脱者更生支援金制度及び離脱者雇用給付金制度	<p>ア 離脱者更生支援金制度</p> <p>暴力団から離脱し、又は離脱する意志を有する者で、経済的な自立が困難な者に対し、当面必要な生活費等として10万円を限度として支援金の支給を行う。</p> <p>イ 離脱者雇用給付金制度</p> <p>離脱者支援の一環として、暴力団対策に理解を示して離脱者を雇用した事業者に対し、離脱者雇用企業の拡大を図ることと離脱者を側面から支援する目的のもとに、5万円を限度として給付金の支給を行う。</p>
(4) 少年指導委員に対する研修	<p>少年指導委員に対する研修事業</p> <p>少年に対する暴力団の影響力を排除するため、警察本部少年課が主催し県央、県南、沿岸の3カ所で開催される少年指導委員</p>

	研修会において、暴力団情勢、少年に及ぼす暴力団の影響力とその対応要領等について講義し、少年指導員の活動を支援する。
--	---

公益目的事業 4

暴力団員による不当な要求行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための  
広報啓発活動事業

県民に対し、暴力団員からの被害防止に関する知識の普及及び暴力団排除意識の高揚を図るため次の事業を行う。

事業名	事業内容
(1) 暴力団追放県民大会の開催	<p>ア 地域暴排組織との連携</p> <p>県民の暴力団排除意識の高揚を図るため、当センターが中心となり、県内警察署単位に組織されている地域暴力団排除組織及び県警察と連携し、各団体・各層等を幅広く結集させ、令和3年度の県民大会を「暴力団追放盛岡市民会議」と合同で開催する。</p> <p>イ 暴力団追放功労者表彰(団体、個人)</p> <p>県民の暴力団排除意識の高揚と活性化を図るため、暴力団排除活動に尽力し、功労のあった個人及び団体に対し、県民大会において暴力団追放功労者として表彰する。</p> <p>また、全国暴追センターが行う暴力追放功労者・団体表彰及び管内暴力追放運動推進センター連絡協議会が行う暴力追放功労者・団体表彰について上申手続きを行う。</p>
(2) 各種広報資料の作成配付	<p>当センターの事業や県内外の暴力団情勢・動向、不当要求の内容とその対応要領などを掲載した機関誌「暴追いわて」を年間2回発行するほか、暴力団追放チラシ、パンフレット、リーフレット等を作成し、行政機関、企業等関係団体や賛助会員に配付するほか、各地域・職域の暴力追放大会、会議、研修会、不当要求防止責任者講習などにおいても配付する。</p>
(3) 視聴覚教材の貸出し	<p>暴力団員の不当要求行為の手口とその対応要領等をドラマ化した広報啓発用DVDの視聴覚教材を取り揃えており、暴力追放団体・企業及び行政機関等からの要請に応じて貸出しを行い、職場教養教材としての活用してもらい、暴力団排除意識の高揚と活性化を図る。</p>

<p>(4) 各種広報媒体による 広報活動</p>	<p>宣伝普及活動</p> <p>当センターの活動が広く県民に認知され、県民が必要に応じて当センターを気軽に活用できるようにするため、当センター機関誌、ホームページ、県交道路線バス車内放送(盛岡市内)、JR・IGRの盛岡駅時刻表、各行政機関広報誌、新聞広告等の広報媒体を活用し、暴追センターの認知度向上を図る。</p>
-------------------------------	---